

令和7年度熊本県立翔陽高等学校 文化部活動に係る活動方針

1 本校の文化部活動

放送部・情報処理部・美術部・吹奏楽部・食物部・華道部・茶道部・書道部

※同好会（写真・エコラン・英会話・演劇・簿記・数学）も同様の扱いとする。

2 目標

- (1) 生徒が豊かな学校生活を送りながら、人格的に成長していくという文化部活動の基本的意義を踏まえ、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。
- (2) 生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成し、生徒の多様なニーズにこたえ、一人一人が自己実現できるような指導に努める。
- (3) 生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮し、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
- (4) 練習及び大会やコンクール、コンテスト、発表会等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行うなどして生徒の健康・安全に配慮した運営に努める。

3 活動日、活動時間

(1) 活動日

- ア 1週間の活動日は、5日以内とする。土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期考查前の1週間及び定期考查期間（最終日を除く）は、練習を中止とする。
- ウ 夏季休業中の学校閉庁日及び冬季休業中の年末・年始は、活動しないこととする。

(2) 練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

- ア 平日夏時間 19:00（原則） 19:30（完全下校）
　　〃 冬時間（11月1日～2月学年末考查終了日まで） 18:30終了 19:00（完全下校）
- イ 休業日及び長期休業期間 17:00
- ウ 考査時特別許可期間 17:30（7限授業の場合18:00）

(4) 共通の休養日（令和5年度）

- ア 定期考查前の1週間及び定期考查期間（最終日を除く）

- | | |
|-------------------------|------|
| ① 6月13日～ 6月18日（前期中間考查） | 12日間 |
| ② 9月 3日～ 9月 8日（前期期末考查） | 12日間 |
| ③ 11月21日～11月26日（後期中間考查） | 12日間 |
| ④ 2月 9日～ 2月13日（学年末考查） | 11日間 |

- イ 長期休業期間

- | | |
|----------------------------|-----|
| 8月11日～ 8月15日（夏季休業中の学校閉庁日） | 5日間 |
| 12月29日～ 1月 3日（冬季休業中の年末・年始） | 6日間 |

(5) 上記（1）及び（2）の基準を超えた活動日・活動時間

ア 休養日

生徒の実態、分野の特性及び大会スケジュール等の観点から、次の文化部については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

【該当部活動なし】

イ 活動時間

生徒の実態、分野の特性及び大会スケジュール等の観点から、次の文化部については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの活動時間は16時間未満を目安とすること。

【該当部活動なし】

ウ その他

大会スケジュール等により、活動時間の延長や朝活動の実施ができるものとするが、この場合、希望する文化部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 大会等への参加

文化部顧問は、事前に大会名、主催者名、大会期日、会場、引率者名等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

5 その他

(1) 文化部活動顧問会

ア 年度始めに顧問会を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費等の取扱いについて

ア 部費等の取扱いについては、保護者会において徴収・管理することを原則とする。

イ やむを得ず職員が徴収・管理する場合は、公費に準ずることとし、適切に管理する。また、決算について校長に報告するものとし、その後、保護者の監査を受けるものとする。

(3) その他

文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。